

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【公開番号】特開2018-31273(P2018-31273A)

【公開日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-008

【出願番号】特願2016-162897(P2016-162897)

【国際特許分類】

F 02 F 1/00 (2006.01)

【F I】

F 02 F	1/00	H
F 02 F	1/00	S
F 02 F	1/00	D

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月14日(2019.5.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

板厚方向に貫通する第1貫通部が形成される天板と、

板厚方向に貫通すると共に前記第1貫通部に対向して第2貫通部が形成される底板と、

前記天板と前記底板とを連結し且つ前記第1貫通部及び前記第2貫通部における貫通方向に沿って貫通すると共に複数の連結部材が挿通される取付孔が形成される側板と、

を備え、

前記複数の連結部材は、互いに接触せず、且つ、前記取付孔の内面に接触しないように配置される、

ことを特徴とするシリンドラジャケット。

【請求項2】

前記取付孔は、長孔形状をなすことを特徴とする請求項1に記載のシリンドラジャケット。

【請求項3】

前記取付孔は、前記第1貫通部及び前記第2貫通部における幅方向の両側に設けられることを特徴とする請求項1または請求項2に記載のシリンドラジャケット。

【請求項4】

台板と、

前記台板上に設けられる架構と、

前記架構上に設けられる請求項1から請求項3のいずれか一項に記載のシリンドラジャケットと、

前記台板と前記架構を貫通すると共に前記シリンドラジャケットの前記取付孔を貫通して前記台板と前記架構と前記シリンドラジャケットを連結する複数の連結部材と、

を備えることを特徴とするクロスヘッド式内燃機関。

【請求項5】

前記複数の連結部材は、前記架構の貫通孔を貫通し、一端部が前記台板に螺合して固定され、他端部が前記取付孔に挿通されると共に、前記取付孔の端部に配置される座金を貫通し、ナットが螺合して締結されることを特徴とする請求項4に記載のクロスヘッド式内

燃機関。

【請求項 6】

前記座金の硬度は、前記シリンドジャケットの硬度よりも高い材質であることを特徴とする請求項 5 に記載のクロスヘッド式内燃機関。